



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月4日火曜日 第422号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良区清算人の退職の届出.....	(農地整備課) ...	699
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	699
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	699
道路の供用開始(県道興居島循環線).....	(中予地方局管理課) ...	699

### 人事委員会公告

令和5年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	700
令和5年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告.....	( " ) ...	703
令和5年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	( " ) ...	706

### 雑 報

令和5年度行政書士試験の実施.....	(私学文書課) ...	710
---------------------	-------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第772号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人新居浜市大島土地改良区から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

令和5年7月4日

愛媛県知事 中村時広

氏 名	住 所
近藤 達一	新居浜市大島229-1番地
合田 友一	新居浜市大島565番地
合田 進一	新居浜市大島570番地
山本 寛	新居浜市大島甲46番地
白石 盛美	新居浜市大島134番地
内山 隆市	新居浜市大島117番地
川上 八重子	新居浜市大島276番地
真鍋 正士	新居浜市大島460番地
後藤 一誠	新居浜市大島91番地

### ○愛媛県告示第773号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12

### ○愛媛県告示第775号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

愛媛県知事 中村時広

条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。  
令和5年7月4日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和11年7月24日	愛媛県第1293号	混合有機質肥料	燐酸配合肥料	窒素全量 3.0 りん酸全量 14.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社 研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

### ○愛媛県告示第774号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月4日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(空中写真撮影、デジタルオルソ作成)
- 作業期間 令和5年6月15日から  
令和6年3月12日まで
- 作業地域 宇和島市全域

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	興居島循環線	松山市泊町甲430番4から 同町甲430番1地先まで	令和5年7月4日

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第6号

## 令和5年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

令和5年7月4日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826  
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

## (1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	9人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	5人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

## (2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
短期大学卒業程度 保育士	3人程度	知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。

## 2 受験資格

## (1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

## (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

## (3) それぞれの試験について、次に該当する者

## ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和6年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	

## イ 資格免許職

試験区分	受験資格
保育士	(1) 平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 (2) 保育士の資格を有する者又は令和6年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	<b>令和5年9月24日(日曜日)</b> (1)初級(一般事務、警察事務) 受付開始 午前8時15分 着 席 午前9時15分 試 験 午前9時15分～午前11時45分  (2)資格免許職 受付開始 正午 着 席 午後1時 試 験 午後1時～午後3時30分	リジェール松山 (松山市南堀端町2番地3)	10月上旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。
	受付時間(午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分)に遅刻した場合は受験できません。		
第 2 次 試 験	10月中旬～下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		11月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	初 級 (一般事務 警察事務)	教 養 試 験 90点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います(択一式50題、解答時間2時間)。
	資 格 免 許 職	専 門 試 験 90点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います(択一式40題、解答時間2時間)。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第 2 次 試 験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級(一般事務、警察事務)にあつては教養試験、資格免許職にあつては専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
 なお、受付期間は次のとおりです。  
**令和5年8月10日(木)午前8時30分から8月28日(月)午後5時15分まで**  
 原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月21日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く)

く。)受け付けます(原則、電話で愛媛県人事委員会事務局(089)912-2826)へ問い合わせてください。)

- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月15日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。  
この名簿は、原則として、令和6年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現行給料月額	
初級	一般事務	行政職給料表1級9号給	159,710円
	警察事務		
資格免許職	保育士	行政職給料表1級17号給	170,665円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)の写しと返信用封筒(定形、縦14cm~23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えてその旨)	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、

内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健

○愛媛県人事委員会公告第7号

令和5年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

令和5年7月4日

愛媛県人事委員会

〒790 - 0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階  
 電話（089）912 - 2826 F A X（089）912 - 2819  
 試験当日用緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	2人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者（申込日及び受験当日に有効であることが必要です。）
  - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
  - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
  - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和5年10月22日（日曜日）	受付時間 午前8時10分～午前8時55分 遅刻した場合は受験できません。 試験時間 午前9時10分～午後1時30分 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方には、終了時間が異なります。 （点字による受験の場合） 午前9時10分～午後2時30分 （試験時間の延長の場合） 午前9時10分～午後2時	えひめ共済会館 （松山市三番町五丁目13番1）	11月上旬 合格発表日は第1次試験の日にお知らせします。

第2次 試験	11月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	12月中旬
-----------	---	-------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

#### 4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次 試験	教養試験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。
	作文試験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
第2次 試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業に当たり配慮が必要な事項の申出についての確認面接を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいがあると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。
- (5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

#### 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
なお、受付期間は次のとおりです。  
**令和5年8月22日（火）午前8時30分から9月8日（金）午後5時15分まで**  
障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月1日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912 - 2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。  
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

#### 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月13日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して**第1次試験受験の際に必ず持参してください。**

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）。

#### 7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障がいのある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

ア 点字による試験

点字の試験問題で受験をすることができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

- ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障がいのある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。

- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (4) 読字障がいのある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間が2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (5) 書字障がいのある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

- (6) その他

ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験に当たって希望する事項については、受験申込時の「受験に当たっての要望事項」欄に必ず入力してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

イ 試験実施上の支障を来さないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの）、電子機器類（電卓、スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。）は使用できません。

ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

## 8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和6年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

- (3) 採用時において、有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。

## 9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
一般事務	行政職給料表1級9号給 159,710円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日が異なる場合があります。）。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨）	第2次試験合格発表の日から1月間	

12 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第8号

令和5年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告

令和5年7月4日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（男性（高校卒程度）の試験区分に限る。）を受けることにより、警視庁（東京都）、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
男性 高校卒程度	愛媛県	35人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警視庁（東京都）	2人程度	
	大阪府	5人程度	
	兵庫県	5人程度	
女性 高校卒程度	愛媛県	9人程度	

男性（高校卒程度）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後の志望都府県の変更はできません。



2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を令和6年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

**本試験と令和5年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験との併願はできません。**

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験等の内容																			
	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。																			
	体力試験（愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> 基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上
種目	基準																					
	男性	女性																				
反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																				
握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）																				
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																				
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																				
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																				
第1次試験	特定資格等加点（愛媛県のみ）	5点	職務遂行に有用と認められる次の特定資格等（語学については、平成30年4月1日以降に取得したものに限り。）について、基準を満たしている場合は加点します（証明書類及び申請方法については、別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。 なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">武道</td> <td>柔道 初段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>空手道 初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">語学</td> <td>英語 TOEIC Listening &amp; Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBT テスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上</td> </tr> <tr> <td>中国語 中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上</td> </tr> <tr> <td>韓国語 韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語 実用ベトナム語技能検定試験：4級以上</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> <td>基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士</td> </tr> <tr> <td>財務簿記</td> <td>日商簿記検定試験：2級以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	武道	柔道 初段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	空手道 初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等	語学	英語 TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBT テスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上	中国語 中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上	韓国語 韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上	ベトナム語 実用ベトナム語技能検定試験：4級以上	情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士	財務簿記	日商簿記検定試験：2級以上		
項目	基準																					
武道	柔道 初段以上（講道館認定の段位に限る。）																					
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																					
	空手道 初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）																					
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等																					
語学	英語 TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBT テスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上																					
	中国語 中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上																					
	韓国語 韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上																					
	ベトナム語 実用ベトナム語技能検定試験：4級以上																					
情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士																					
財務簿記	日商簿記検定試験：2級以上																					

身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。	
		項目	基準
		視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。
		聴力	完全であること。
		その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。
		基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験の1日目は、**体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。**

教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和5年10月14日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）	体力試験 身体検査	松山東高等学校 （松山市持田町二丁目2番12号）	10月下旬 合格発表日は第1次試験当日 にお知らせします。
	令和5年10月15日（日） 午前9時から正午まで 〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕 遅刻した場合は受験できません。〕	教養試験		
第2次試験	11月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します（「6 受験票の交付」参照）。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号をホームページに掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和5年8月24日（木）午前8時30分から9月12日（火）午後5時15分まで**

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月5日（火）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電

子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局（（089）912 - 2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

**6 受験票の交付**

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月6日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和6年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**8 給与等**

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額200,115円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額185,742円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**9 試験結果の開示**

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開 示 方 法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

<b>特定資格等加点証明書類 提出先</b> 開示請求先・問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 089 - 912 - 2826 試験当日用緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能 愛媛県職員採用情報ホームページ <a href="https://www.pref.ehime.jp/employment/">https://www.pref.ehime.jp/employment/</a>
開示請求先 問合せ先 (任命権者選考のみ)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
愛媛県以外の 都府県に関する 問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

項目	証明書類	申請方法	
武道	柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	
	剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
	空手道	全日本空手道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書(原本) <u>上記の証明書類の提出を原則としますが</u> 、これを用意できない場合は、次の(1)、(2)の両方が証明できる書類を提出してください。 (1) 地区予選を経た全国大会であること。 (2) 地区予選を経て、全国大会に選手として出場したこと。 (2)は氏名、大会の名称及び開催年月が明記されたものであること。 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)。	<b>受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で</b> 、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「 <b>特定資格等加点申請フォーム</b> 」(以下「 <b>申請フォーム</b> 」という。)から <b>必要事項を登録し、「証明書類」を簡易書留による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください(登録(提出)期限:令和5年9月12日(火)午後5時15分(必着))</b> 。 申請フォームの登録と証明書類の提出が両方とも必要です。 <u>「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります(この場合、第1次試験(1日目)本人の受付終了時までに証明書類の原本を提示し、又は追加書類を提出してください。)</u> 。 なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 記入漏れや不備がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。) (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合(申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。) (4) 受付期間内に申請フォームの登録又は証明書類の提出がない場合(証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合を含む。) 	
語学	英語		主催者が発行する合格証書、合格証明書、Official Score Report等の写し 氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が明記されたものであること。
	中国語		
	韓国語		
	ベトナム語		
情報処理			
財務簿記			

雑報

○公告

令和5年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

令和5年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター

1 試験期日

令和5年11月12日(日)午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

行政書士の業務に 関連する一般知識 等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人 情報保護、文章理解
--	-------------------------------

(2) 試験の方法

試験は、筆記試験によって行います。

出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

配布期間：

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)まで

配布場所：

別表に掲げる場所で行います。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布とその請求方法

配布期間：

令和5年7月3日(月)から令和5年8月18日(金)(必着)

この期間内に、下記の手続きにより請求があったものについて、郵送により配布します。

請求方法：

返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒に住所・氏名・郵便番号を記載し、140円分の切手を貼付したものを)、下記の宛先まで郵送してください。

受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

受付期間：

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)まで

受付場所：

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月25日(金)の消印があるものまで受け付けます。

提出書類：

受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間：

令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年8月22日(火)午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月22日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、

当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

受験手数料の払込み

ア 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

イ 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先(問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地  
全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず当センターまでご相談ください。特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和6年1月31日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部総務管理局私学文書課	松山市一番町4-4 -2	午前8時 30分から 午後5時 15分まで
愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課	西条市喜多川796-1	午後5時 15分まで

愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局地域産業振興部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時から午後5時まで

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布をいたしません。